2012年12月10日 第1057号 1

城の教育

telephone 029-305-3075 facsimile 029-305-3317 /www.mito.ne.jp/~iba-kou/

地公労交渉で「現給保障」の今年度打切りを食い止める

茨城県職員の給与は、茨城県 人事委員会の「勧告」を受けた 県当局の提案にもとづき、県当 局と職員団体(民間労働者の労 働組合に相当する地方公務員の 組織)とが労使交渉をおこなっ たうえで、県議会が制定する条 例により支給される。

茨城県高等学校教職員組合は、 茨城県地方公務員労働組合共闘 (「地公労」) の幹事団体として、 滅してしまうのである。事実上 は表のとおり、段階的に削減さ 同じく幹事団体である県職連合 (茨城県職員組合連合)、茨教組 (茨城県教職員組合)、自治労茨 城県本部とともに、労使交渉を おこなっている

告は、毎月の給与とボーナスに 減するもので、本県 ついては据置きとし、「現給保 障 | を廃止するというものであっ 人、県立学校教員だ た(2012年10月10日、本紙 けでも約1200人が 第 1054 号)。「現給保障」とは、 2006年度に県当局が、「給与構

造改革」と称する昇給構造の変 更・給与水準の大幅切り下げを 実施した際に、給与額が激減す る中高年層に関して、切り下げ 前の給与額(=「現給」)を「保障」 するというものだった。実際に は2006年度以降給与額は据え 置かれるのであり、「改革」以前全面撤回には至らなかったが、 であれば毎年の定期昇給によっ来年度については「現給保障」 て増額したであろう分は全部消 の減額であるのに、まるで何か が「保障」されているかのよう に言っているだけの話である。

今回の人事委員会勧告と県当 局の「現給保障」廃止提案は、 10月14日の県人事委員会勧 それすら廃止して、給与額を削 給することとなった。■

> 職員のうち約8500 対象となり、50歳 代なかばで月額約

13000 円の減額となる。

「現給保障」の打切りは、「給 与構造改革」実施時の約束を 反故にするものであって受け入 れることはできないとして、地 公労は11月16日までに3回 の交渉をおこなった。その結果、 継続とさせた。残念ながら以後 れ、2015年度末で廃止となる。

このほか、交渉の結果、2013 年4月1日時点で41歳未満の 職員のうち、2018年に昇給抑 制を受けた者の給与が1号給昇

年度	措置
2013 年度	「現給保障」継続
2014 年度	3分の1削減(上限10000円)
2015 年度	3分の2削減
2016 年度	「現給保障」廃止

国家公務員退職金減額法成立

衆議院が解散された11月16 日、国会は解散に先立って国家 公務員の退職手当削減法案を採 決し成立させた。同法案は、衆 参両院とも当日に上程され、1 日だけの「審議」で成立した。

2013年1月1日以降100分 の6、2013年10月1日以降さ

らに100分の6、2014年7月 1日以降さらに100分の5引下 げて、あわせて平均で約400万 円減額となる(約2700万円か ら約2300万円へ)。

と自民党・公明党の3党が合意 して推進した。日本共産党と社 到底許容できない。■

会民主党は反対し、みんなの党 は削減額の上乗せを主張した。

総務省は都道府県知事に、国 家公務員に連動させて地方公務 員の退職金を削減するよう通知 した。退職金の大幅削減は公務 員の生活設計の根底をゆるがす 異例の「1日審議」は民主党 だけでなく、民間の労働者の賃 金引下げをまねく可能性が高く、

厚労省のパワハラ予防・解決提言と県教委の懲戒処分指針

厚牛労働省の「パワハラ提言」

厚生労働省は2012年3月15 日、「職場のパワーハラスメン トの予防・解決に向けた提言」 を発表した (www.mhlw.go.jp/ stf/houdou/2r98520000025370. html)。これは、厚生労働省に設 置された「職場のいじめ、嫌が

らせ問題に関する円卓会議」(座 長:堀田力弁護士)によるもの だが、「組織で働くすべての人た ちへ」という「はじめに」の言 葉のとおり、企業経営者と労働 組合、そして勤労者全般に呼び かける文章であることが、目を 惹く。厚生労働省内の上意下達 ルートを経た労働基準監督行政 として、企業の労務管理に対す

る指導をおこなうのではなく、 直接「組織で働くすべての人た ち」に向けて発せられたのであ

報道発表資料に示された要約 である「提言のポイント」は下 欄のとおりである。なお、「提言」 それ自体(A4版3頁)は、前 記の厚労省のウェブサイトでぜ ひご覧いただきたい。

【提言のポイント】

- 1. はじめに ~組織で働くすべての人たち
- ○暴力、暴言、脅迫や仲間外しなどのいじめ 行為に悩む職場が増えている。
- ○業務上の注意や指導なども、適正な範囲を 超えると相手を傷つけてしまう場合がある。
- ○こうした行為は「職場のパワーハラスメン ト」に当たり、誰もが当事者となり得るこ とを、組織で働くすべての人たちが意識す るよう求める。
- 2. 職場のパワーハラスメントをなくそう
- ○職場のパワーハラスメントは許されない行 為。放置すれば働く人の意欲を低下させ、 時には命すら危険にさらす場合がある。
- ○多くの人たちが組織で働く現在、職場のパ ワーハラスメントをなくすことは、国民の 幸せにとっても重要。
- 3. 職場のパワーハラスメントをなくすため LT.
- ○企業や労働組合はこの問題をなくすために 取り組むとともに、その取組が形だけのも のにならないよう、職場の一人ひとりにも それぞれの立場から取り組むことを求める。

- ○トップマネジメントは、こうした問題が生 じない組織文化を育てるために、自ら範を 示しながら、その姿勢を明確に示すなどの 取組を行うべき。
- ○上司は、自らがパワーハラスメントをしな いことはもちろん、部下にもさせてはなら ない。ただし、必要な指導を適正に行うこ とまでためらってはならない。
- ○職場の一人ひとりに期待すること
- ・人格尊重: 互いの価値観などの違いを認め、 互いを受け止め、人格を尊重し合う。
- ・コミュニケーション: 互いに理解し協力 し合うため、適切にコミュニケーションを 行うよう努力する。
- ・互いの支え合い:問題を見過ごさず、パワー ハラスメントを受けた人を孤立させずに声 をかけ合うなど、互いに支え合う。
- ○国や労使の団体はこの提言等を周知し、対 策が行われるよう支援することを期待する。

4. おわりに

- ○提言は、働く人の尊厳や人格が大切にされ る社会を創っていくための第一歩。
- ○組織は対策に取り組み、一人ひとりは職場 を見つめ直し、互いに話し合うことからは じめるよう期待する。

【2面につづく】

【1面右ハラスメント記事つづき】

学校職場における モラル・ハラスメント

「提言」は、「職場のパワーハ ラスメントは、上司から部下だ けでなく、同僚間や部下から上 司にも行われる」と述べている。 「同僚間や部下から上司」に対す るハラスメントをも含め、全部 一括して、「パワー・ハラスメン ト」と呼んだのでは、混乱は避 けられない。

上司による部下に対するハラ スメント (=本来のパワー・ハ ラスメント)だけでなく、「同僚 間や部下から上司にもおこなわ れる」ハラスメントをも含めて、 職場におけるハラスメントを総 合的に論ずる場合には、さきに 述べたように(本紙第1055号、 10月25日)、包括的な概念と しての「モラル・ハラスメント」 の語を用いるべきであろう。

司」といえるのは、学校教育法 上、一般の教職員に対する「監督」 権限を有する校長だけである(第 37条およびその準用)。校長を 「助け」るものとされる副校長と 教頭が、一般的な意味での「上 司」と言えるかどうかは微妙な ところである (同)。 せいぜい県 人事委員会規則において副校長・ 教頭・事務長などが地方公務員 法にいうところの「管理職員等」 に該当する旨規定されるにとど まる。

学校職場においては、校長に よるパワー・ハラスメントだけ でなく、法令上の権限を一切持 たない、対等な同僚間のモラル・ ハラスメントにとりわけ注目し

なければならない。些末な用語 上の問題とみなして「パワー・ ハラスメント」という用語を濫 用するのは妥当ではない。

とはいえ、厚生労働省などが 「パワー・ハラスメント」の語を 用いる場合には、「モラル・ハラ スメント」のことであると当面 理解して差し支えないだろう。

蔓延するモラル・ハラスメント

モラル・ハラスメントによっ て重大な結果が引き起こされた ときに、その加害者たちに関し て「まさかあの人がそんなこと をする人とは思えない」と、周 囲の者たちが驚き、意外の感に 打たれる、などということはま ずありえない。

多くの場合、加害者によるモ ラル・ハラスメント行為は、職 場においてひろく見聞されてき た周知の事実なのである。加害 者によるモラル・ハラスメント とくに学校職場の場合、「上 行為はみすごされ、黙認されて きたのである。もしそうでなけ れば、そもそもモラル・ハラス メントは不可能である。もし職 場全体がそれを嫌悪し、同僚の 誰もが支持していないという場 合、モラル・ハラスメントを継 続的に実行することは絶対でき ない。モラル・ハラスメントは、 数十人の同僚・上司らの面前で 際限なく進行するのである。

> モラル・ハラスメントは、黙 認や消極的支持という程度を超 えて、同僚や管理職員らによる 顕著な助力のもとに実行される こともめずらしくない。

> モラル・ハラスメントによっ て重大な結果が引き起こされた ときに、職場は起きたことから

目を逸らし、何事もなかったか のようにやり過ごそうとする。 モラル・ハラスメントの加害者 はもちろん、傍観者・支持者・ 協力者たちもまた、結果を直視 しようとせず、何の反省もなく 従来の日常生活を継続する。

職場における対策の可能性

こうしたことから、モラル・ ハラスメントをなくすためには、 職場全体の取り組みが必要だと いう帰結に導かれる。モラル・ ハラスメントの原因を、加害者 の個人的資質だけに帰すること はできない。なるほど、精神科 医マリー・イルゴイエンヌの言 うところによれば、モラル・ハ ラスメントの加害者は自己愛的 な性格が顕著で、他人の感情を 理解することができず、どんな ことに対しても自分には責任が ないと考える、等々の傾向性が あるのだが(本紙第1056号、 11月10日)、一人または数人 の加害者だけで、ハラスメント 行為を執拗におこない、被害者 に甚大な損害を及ぼすことはで きない。

モラル・ハラスメントを根絶 するためには、モラル・ハラス メントを許さない職場を作らな ければならないのである。

どのようにしてか? モラル・ ハラスメントについての考察は、 やっとモラル・ハラスメント防 止のための対策についての議論 のスタート・ラインについたこ とになる。検討を始めよう。

人事院と茨城県教育委員会の ハラスメント対策

のための特例人事はスポーツ振興に役立つか?

茨城県教育委員会は、11月15 日、県立学校長会議において来年 度の人事異動方針を伝達した際、 2019 (平成31) 年の国民体育大 会(「国体」)が茨城県を会場とし て実施されることに関連し、「優 れたスポーツ指導者の特例的な異 動ルール」を採用する旨、口頭で 指示した。すなわち、指導する生 徒が「インターハイ」等の全国大 会に出場する実績をあげた教員に ついて、つぎの例外的取り扱いを するという。

①異動すべき年数に達したとし ても、「校長の裁量」で異動させ

ずに残留させることができる。② 通例、同一市内の異動をおこなわ ないこととしている水戸市、土浦 市における同一市内での異動をお こなう。③通例、異動を禁止して いる特定学校間での異動をおこな

「国体」は毎年実施されている にもかかわらず、「開催県」とな るとまるで「優勝」が義務づけら れているかのごとくに思い込むの はいかがなものか。通常通りの状 態で「国体」に臨むべきではない だろうか。県立学校教員の人事異 動に特例を設けてまで特定高校の

「部活動」を強化する必要はない だろう。このようなことがまかり 通れば、「有望」選手を集めるた めに、入試においても「特例」が まかり通る危険性もある。

茨城県教育委員会がみずから定 めた「異動ルール」に関して、み ずから例外的措置を導入するのだ としたら、「異動ルール」運用の 公平性や合理性はいかにして保障 されるのであろうか。

「国体人事」は、真のスポーツ 振興とは無縁であり、かえってそ の障害となることを認識すべきだ **ろう。**■

茨城県教育委員会は、2006(平 成 18) 年 12 月 27 日づけで、「教 職員の懲戒処分の指針」を制定 した。この「指針」中の、モラル・ ハラスメントに関連する規定に ついて検討する。

「指針」の「一般服務関係」の なかに「(5) 職場内秩序びん乱」 の項目があり、つぎのとおり規 定している。

> ア上司等に対する暴行によ り職場の秩序を乱した教 職員は、停職又は減給と する。

> イ 上司等に対する暴言によ り職場の秩序を乱した教 職員は、減給又は戒告と する。

茨城県教育委員会の「指針」は、 おおむね国家公務員に関する人 事院の「懲戒処分の指針」(2000 [平成12] 年3月31日) に準

じた内容となっている。ただし、 この部分で茨城県教委は、人事 院の「指針」中の「職員」を「教 職員」に、「上司」を「上司等」 にかえておいた。

人事院の「指針」では、部下 による上司に対する暴力・暴言 は懲戒の対象となるが、上司に よる部下に対する暴力・暴言は 懲戒の対象とならない。茨城県 教委はそれでは失当だと考えた ようで、部下による上司に対す る暴力・暴言だけでなく、上司 による部下に対する暴力・暴言 も懲戒の対象としたのである。

あとになって人事院も同様の 結論にいたったようで、2008 (平成20)年4月1日の一部改 正において、「上司に対する」を 「他の職員に対する」に変更し た。「同僚・部下に対する『暴行・ 暴言』も含めたものとししたと いうのである (www.jinji.go.jp/ kisya/0804/choukai-sisin20.htm)

本県教職員に関する「指針」 を作成するにあたって人事院の 「指針」を丸写しにしたために、 ほかの部分で法律上のあきらか な誤りを犯し、茨城県人事委員 会から是正すべしとの「意見」 を頂戴した茨城県教委であった が(本紙982号、2008年9月 25日)、この部分に限っては独 自の判断のもとに規定を定めた ことが奏効した。

「暴行」「暴言」というだけでは、 モラル・ハラスメントのすべて の様態をカバーするにはいささ か不十分ではあるが、とりあえ ずこの規定はパワー・ハラスメ ントを含むモラル・ハラスメン トの加害者については、厳正に 戒告から停職までの懲戒処分に 付すことを宣言しているのであ る。当局としての決然たる意思 のあらわれとみてよいだろう。

(以下次号) ■